

青森市選挙人名簿管理システム標準化対応業務委託 公募型プロポーザル実施要領

1 業務の概要

1. 1 委託業務名

青森市選挙人名簿管理システム標準化対応業務

1. 2 業務目的

「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和3年法律第40号）」および「地方公共団体情報システム標準化基本方針」に基づき、移行期限である令和7年度末までに、標準化基準に適合した選挙人名簿管理システムへの移行を実施するもの。

1. 3 業務内容

「青森市選挙人名簿管理システム標準化対応業務要求仕様書」のとおり

1. 4 契約方法

公募型プロポーザルにより受託候補者を選定し、価格等の協議を経て、随意契約により委託契約を締結する予定である。なお、受託候補者との協議において、両者が合意に至らなかった場合には、次点者との協議を行うものとする。

1. 5 履行期間

契約締結の日から令和8年3月31日（火）まで
（システム稼働日は、令和8年1月5日（月））

1. 6 本業務における提案上限額

60,252,500円（消費税及び地方消費税を含む）
※上記提案上限額を超えた場合は、選定しない。

1. 7 事務局（問い合わせ、資料配付、提出先）

青森市総務部情報政策課

〒030-8555

青森県青森市中央一丁目22番5号 青森市役所本庁舎急病センター棟3階

電話番号：017-734-5422

メールアドレス：joho-seisaku@city.aomori.aomori.jp

※問い合わせ、提出等にあたっての注意事項

土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く日の午前9時から午後5時までとする。

2 公募型プロポーザルへの参加資格

本プロポーザルに参加する者は、次の要件の全てを満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 参加申込みの日において、会社法（平成17年法律第86号）第475条若しくは第644条の規定に基づく清算の開始、破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者でないこと。
- (3) 参加申込書の提出期限から受託者確定の日までの期間、青森市競争入札参加資格業者指名停止要領（平成17年4月1日実施）の規定による停止措置を受けていない者であること。
- (4) 手形交換所による取引停止処分を受ける等経営状態が著しく不健全でない者であること。
- (5) 国税及び地方税を滞納していない者であること。
- (6) 青森市暴力団排除条例（平成23年青森市条例第33号）第2条第2号に規定する暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係にある者でないこと。

(7) 共同事業体にあつては、一の代表構成員と一以上の構成員により構成されるものとし、以下のすべての条件をみたしていること。

- ①すべての構成員が、上記(1)から(6)までに掲げる条件を満たしていること。
- ②構成員が本案件における他の共同事業体の構成員として、又は単独に本プロポーザルに参加していないこと。
- ③構成員が代表構成員に発注者及び監督官庁等と折衝する行為等を委任していること。
- ④本プロポーザルの参加表明書の提出時より前に共同事業体を成立させていること。
- ⑤業務完了時まで代表構成員の変更がないこと。
- ⑥本プロポーザルの参加表明書の提出時から契約締結時までには構成員の変更がないこと。

3 実施要領及び仕様書の配付について

3. 1 配付資料

- (1) 青森市選挙人名簿管理システム標準化対応業務委託公募型プロポーザル実施要領
- (2) 青森市選挙人名簿管理システム標準化対応業務委託要求仕様書
- (3) 青森市選挙人名簿管理システム標準化対応業務委託公募型プロポーザル各種様式

3. 2 配付方法

下記の青森市ホームページからダウンロードすること。

https://www.city.aomori.aomori.jp/sangyo_koyou/jigyosha/1004700/1008474.html

4 主なスケジュール

No.	手続	日程
1	公募の開始	令和7年2月7日(金)
2	質問の受付	令和7年2月7日(金) から 令和7年2月21日(金) 午後5時まで
3	参加申込書の提出期限	令和7年2月21日(金) 午後5時まで
4	質問に対する回答	令和7年2月28日(金) 午後5時まで
5	企画提案書等 提出期限	令和7年3月10日(月) 午後5時まで
6	プレゼンテーション審査	令和7年3月17日(月) から 令和7年3月19日(水) の期間で本市が指定する日 ※日程等の詳細については対象者へ別途通知する。
7	デモンストレーション審査	令和7年3月17日(月) から 令和7年3月19日(水) の期間で本市が指定する日 ※日程等の詳細については対象者へ別途通知する。
8	選定結果通知	令和7年3月下旬

※日程については、市の都合により変更する場合がある。

提出された書類の内容について、必要に応じてヒアリングを行う場合がある。

5 公募型プロポーザル参加等に関する質問受付及び回答

5. 1 提出書類

質問書(様式第1号)

5. 2 受付期限

令和7年2月21日(金) 午後5時まで

5. 3 提出方法

「1. 7 事務局(問い合わせ、資料配付、提出先)」に記載する事務局へ、電子メールで提出すること。

件名を「青森市選挙人名簿管理システム標準化対応業務質問書」と記載することとし、メール送信後、電話でメールの到着を確認すること。

※審査内容に関係しない簡易な質問を除き、電話又は口頭による質問は受け付けない。

5. 4 回答方法

質問に対する回答は、令和7年2月28日（金）までに参加申込書を提出した者に対して全項目の回答を電子メールにて送信する。

ただし、質問又は回答の内容が質問者の具体的な提案内容に密接に関わると判断したものについては、質問者へのみ回答する。

また、質問の内容によっては回答しないこともある。

6 公募型プロポーザルへの参加申込

プロポーザルへの参加を希望する者は、次のとおり参加申込書類1部を提出すること。

6. 1 提出書類

- (1) 参加申込書（様式第2号）
- (2) 共同事業体結成届（様式第3号）※共同事業体の場合のみ
- (3) 法人の概要がわかる資料（会社案内等）

6. 2 提出期限

令和7年2月21日（金）午後5時まで（必着）

6. 3 提出先

「1. 7 事務局（問い合わせ、資料配付、提出先）」に記載する事務局

6. 4 提出方法

持参又は郵送（送付記録が残る方法で郵送すること）

7 企画提案書等の提出

プロポーザルへの参加を希望する者は、次の企画提案書等を提出すること。

7. 1 提出書類

- | | |
|--|-----------|
| (1) 企画提案書（任意様式） | 正本1部、副本5部 |
| (2) 応募申込書（様式第4号） | 1部 |
| (3) 誓約書（様式第5号） | 1部 |
| (4) 類似業務実績調書（様式第6号） | 1部 |
| (5) 法人税、消費税及び地方消費税について
未納の税額がないことの証明書（発行日から3か月以内） | 1部 |
| (6) 営業所が青森市内にある場合は、市民税について
未納の税額がないことの証明書（発行日から3か月以内） | 1部 |
| (7) 業務担当者名簿（様式第7号） | 1部 |
| (8) 機能要件対応表（様式第8号） | 1部 |
| (9) 帳票要件対応表（様式第9号） | 1部 |
| (10) 非機能要件対応表（様式第10号） | 1部 |
| (11) 見積書（様式第11号） | 1部 |

7. 2 企画提案書の構成

別紙「企画提案書の構成等について」のとおりとする。

7. 3 提出期限

令和7年3月10日（月）午後5時まで（必着）

7. 4 提出方法

持参又は郵送（送付記録が残る方法で郵送すること）

7. 5 提出先

「1. 7 事務局（問い合わせ、資料配付、提出先）」に記載する事務局

8 公募型プロポーザル参加辞退について

公募型プロポーザル参加申込書（様式第2号）の提出後に本プロポーザルへの参加を辞退するときは、次により辞退表明を行うこと。

8. 1 提出書類

公募型プロポーザル参加辞退届（様式第12号）

8. 2 提出期限

令和7年3月10日（月） 午後5時まで（必着）

8. 3 提出先

「1. 7 事務局（問い合わせ、資料配付、提出先）」に記載する事務局

8. 4 提出方法

持参又は郵送等（送付記録が残る方法で郵送すること）

8. 5 その他

参加辞退届の提出があった場合も、既に提出された一切の書類は返却しない。

9 受託候補者の決定

青森市選挙人名簿管理システム標準化対応業務委託公募型プロポーザル審査要領に基づき設置する審査委員会が審査し、受託候補者及び次点者を選定する。なお、プロポーザルの参加者が一者のみの場合も同様の審査を実施し、基準点を上回れば受託候補者として選定する。

9. 1 審査委員会の設置

受託候補者の選定を厳正かつ公平に行うため、「青森市選挙人名簿管理システム標準化対応業務委託公募型プロポーザル審査委員会」（以下「審査委員会」という。）を設置する。

9. 2 審査内容

審査委員会が客観的項目審査、プレゼンテーション審査及びデモンストレーション審査を行い、合計得点の最も高い者を受託候補者として選定する。

（1）客観的項目審査

事業者の提出書類を基に価格、要求仕様の充足度、導入実績、業務担当者の資格所持状況等の客観的に判断できる部分について評価する。

（2）プレゼンテーション審査

審査委員会に対し提案内容に係るプレゼンテーションを行い、ヒアリングを経た上で企画提案書の内容と合わせて総合的に評価する。

①実施日 令和7年3月17日（月）から令和7年3月19日（水）の期間で本市が指定する日

②実施場所 青森市役所本庁舎（青森市中央1丁目22番5号）

③時間 1事業者あたり40分程度（説明25分以内、質疑応答15分程度）

④機器の準備

プロジェクター、スクリーンは本市が準備する。パソコン等その他プレゼンテーションに必要な機材については、参加者が用意すること。

（3）デモンストレーション審査

審査委員会に対し、提案するシステムを試用させるデモンストレーションを行い、システムの使いやすさ等について評価する。

①実施日 令和7年3月17日（月）から令和7年3月19日（水）の期間で本市が指定する日

②実施場所 青森市役所本庁舎（青森市中央1丁目22番5号）

③時間 1事業者あたり1時間程度

④機器の準備

プロジェクター、スクリーンは本市が準備する。パソコン等その他デモンストレーションに必要な機材については、参加者が用意すること。

9. 3 注意事項

- ・プレゼンテーション審査及びデモンストレーション審査の日時、詳細な場所、留意事項等については別途通知する。
- ・プレゼンテーション審査とデモンストレーション審査は同日に実施する場合がある。
- ・プレゼンテーション審査及びデモンストレーション審査当日の追加資料については受理しない。
- ・プレゼンテーションでは企画提案書等に記載された事項についての説明及び質疑応答を行う。
- ・参加者の責によりプレゼンテーション審査及びデモンストレーション審査に参加できなかった場合、評価は行わない。
- ・提出した提案書等の内容と著しく異なるプレゼンテーションについては評価の対象としない。
- ・指定した時間に遅れた場合は、失格となる場合がある。

9. 4 選定基準

選定基準については、別紙2「公募型プロポーザル評価基準」のとおりとする。

9. 5 最低基準点

受託候補者への業務委託が効果的なものとなるか否かを判断するため、最低基準点を設ける。

各審査において配点の6割を最低基準点とし、得点が最低基準点を下回った場合、受託候補者として選定しない。

9. 6 選定結果

- (1) 選定結果については、選定審査終了後、自己の結果のみを参加者に通知する。
- (2) 審査内容及び選定結果に対する問合せには応じないものとし、選定結果に対するいかなる異議申し立ても受け付けられないものとする。

9. 7 失格事項

次のいずれかに該当する場合やその他不正な行為があったときは失格とする。

- (1) この要領に定めた参加資格要件を満たしていない場合
- (2) 仕様と合致していない場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 提出書類に不足があった場合
- (5) 実施要領等で示された、提出期限、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- (6) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- (7) 見積額が市の提示する業務に係る委託料上限額を上回る場合
- (8) 各審査において基準点を下回った場合
- (9) その他、不正な行為があった場合

10 契約締結に向けた協議

受託候補者と企画提案書等について協議(協議の内容によっては提案内容の一部を変更することができる)の上、地方自治法第234条に定める随意契約の方法によって委託契約を締結するものとする。ただし、当該協議が合意に至らなかった場合には、次点者との協議を行うものとする。

11 その他留意事項

- (1) 企画提案書等の作成・提出、委託契約の市との協議に係る費用は、全て提案者の負担とする。
- (2) 企画の提案は、1事業者につき1提案までとする。
- (3) 提出期限以降における書類の差替及び再提出は認めない。
- (4) 提出された企画提案書等は返却しない。
- (5) 提案内容については、見積金額以内で全て実施できることを確約したものとみなす。